

総務文教委員会

令和5年11月6日(月)
10時00分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委員】 芦谷委員長、沖田副委員長、
村武委員、岡本委員、永見委員、西田委員

【議長・委員外議員】

【執行部】

(総務部) 坂田総務部長、森脇防災安全課長、山根人事課長
(地域政策部) 田中地域政策部長、川合定住関係人口推進課長、末岡地域活動支援課長
(教育委員会) 岡田教育長、草刈教育部長、猪木迫教育部幼児教育担当部長、
松山教育総務課幼児教育担当課長、山口学校教育課長

【事務局】 松井書記

【議 題】

1 執行部報告事項

- (1) 浜田幼稚園における夏季休業期間中の預かり保育の実施について 【教育総務課】
- (2) 個別受信機設置分担金及び加入工事料等(案)について 【防災安全課】
- (3) 浜田市定員適正化計画の見直しについて 【人事課】
- (4) 浜田市まちなか交流プラザの利用状況について 【定住関係人口推進課】
- (5) 石見交通路線バス有福線廃止に伴う地元説明会(2回目)の開催について 【地域活動支援課】
- (6) 浜田市内県立高校3校共同寄宿舍(男子)整備(案)について 【学校教育課】
- (7) その他

2 その他

浜田幼稚園における夏季休業期間中の預かり保育の実施について

このことについて、浜田幼稚園の保護者から要望が多かった夏季休業期間中の預かり保育について、令和 6 年度から下記のとおり実施する予定です。

記

1 預かり保育とは

教育課程に係る教育時間以外に、当該幼稚園の園児を一時的に預かり、保育を行うこと。

2 預かり保育の変更点

	令和 5 年度まで	令和 6 年度以降
実施日	開園日	開園日 + 夏季休業日(※1)
実施時間	開園日の 14 時～16 時	開園日の 14 時～16 時 夏季休業日の 9 時～12 時
利用料金	400 円／日 (※2)	400 円／日 (※2)
職員体制	原則 2 名体制	原則 2 名体制

※1 夏季休業日でも学校閉庁期間には預かり保育は実施しません。

また、園行事等のため、預かり保育を実施できない日もあります。

※2 保護者が就労している等、保育認定を受ければ無料となります。

個別受信機設置分担金及び加入工事料等(案)について

令和 5 年 9 月総務文教委員会、議会全員協議会にて報告しました次期防災情報システムの導入にあたり、個別受信機及び FM 告知端末設置に係る市民負担について、現段階での検討状況を報告します。

- 既に個別受信機を**設置している世帯**が、引続き設置を希望する場合は、**無償で交換する**。
- 新たに個別受信機の設置を希望する世帯**の設置分担金は **11,000 円**だが、**下表の項目に該当する場合は全額または一部を免除し、差額を市が負担する**。

免除の要件等	分担金 (円)		対象世帯数 ^{※1} (世帯)	所要額 (千円)
	本人 負担額	免除額		
① 75 歳以上の者だけの世帯	5,500	5,500	4,190	23,045
② 要介護 3 以上の者がいる世帯	5,500	5,500	230	1,265
③ 身体障害者手帳 1 級、2 級を所持する者がいる世帯	5,500	5,500	160	880
④ 療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者がいる世帯	5,500	5,500	50	275
⑤ 住民税非課税世帯	5,500	5,500	570	3,135
⑥ 生活保護受給世帯	0	11,000	50	550
⑦ 視覚障がい者がいる世帯	0	11,000	170	1,870
⑧ 指定緊急避難場所、指定避難所、一時避難所	0	11,000	230	2,530
⑨ 要配慮者利用施設 ^{※2}	0	11,000	190	2,090
合計			6,730	35,640

- 防災行政無線の電波が届かない建物で、石見ケーブルテレビに加入していない世帯が、FM 告知端末を設置する際の標準的な加入工事費用は、**市が負担する**。

1 世帯あたり 加入工事料 55,000 円+宅内工事費 5,500 円=60,500 円
 対象世帯数 215 世帯^{※1}×60,500 円=13,008 千円

- 上記 3 の方の通信料は、**機器耐用年数の期間 (概ね 10 年)、市が負担する**。

215 世帯×3,960 円/年=852 千円

5 設置分担金の免除及び加入工事料等の市負担に係る所要額

上記 2 設置分担金の免除に係る所要額	35,640 千円
上記 3 加入工事料の負担に係る所要額	13,008 千円
合計 (主に工事期間中の所要額)	48,648 千円
上記 4 通信料負担に係る所要額 (年額)	852 千円

※1 対象世帯数は、令和 5 年 6 月末時点の世帯数をもとに、推測したもの。

※2 要配慮者利用施設とは、水防法等に定義する、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。

令和5年11月6日
総務文教委員会資料
総務部人事課

令和5年度

浜田市定員管理計画

(平成30年度計画見直し版)

計画期間 令和6年度～令和15年度(10年間)



令和5年10月
浜田市

目次

1.	はじめに.....	1
2.	これまでの取組.....	2
	(1) 主な取組.....	2
	(2) 定員適正化計画と実績の職員数の状況.....	2
	(3) 退職者数の状況.....	3
	(4) 採用者数の状況.....	3
3.	計画見直しの内容.....	4
	(1) 計画期間.....	4
	(2) 計画の対象とする職員.....	4
	(3) 職員数.....	4
4.	計画見直し後の目標値.....	5
	(1) 職員数.....	5
	(2) 職員人件費.....	5

1. はじめに

浜田市では、平成17年10月の市町村合併後、合併協定に基づいた職員削減を目指し、平成19年度に定員適正化計画を策定しました。当該計画は、平成29年度までの10年間で職員数を161人削減し、定員管理の適正化に努めるものとしたもので、管理的業務の本庁集中化、民間委託、事務事業のアウトソーシング等を実施するとともに、職員採用は前年度退職者数の3分の1に抑え、職員数削減を推進するという内容であり、自治区制度を基盤とした健全な自治体経営を目指したものとしました。平成27年4月には、消防職員を除く職員（以下、「行政部門※職員」という。）を572人にまで削減し、計画上の目標値591人に対し19人先行する形で、順調に計画を進めてきました。

しかしながら、「元気な浜田づくり」といった重点施策やふるさと寄附制度等の新規施策対応、権限移譲等の新たな行政需要等による業務量の増加で、定員管理に影響を及ぼす可能性の強くなる状況を考慮した結果、定員適正化計画を延長し、職員数の削減を弾力的な運用とする考えにより、職員数の削減の速度を緩やかにし、目標年度を平成29年度から令和3年度に4年間延長して、令和3年度職員数を539人とすることを目標とした定員適正化計画の見直しを平成27年度に行いました。

平成30年4月には行政部門職員を目標値以上の551人まで削減した一方、平成29年度中期財政計画及び財政見直しにおいて、厳しい財政運営が予測される状況が示された中、これまで以上に機能的な組織機構で、当市の行政規模に見合った適正で効率的な組織体制の構築を図るため、令和10年度の行政部門職員数を463人まで削減する新たな定員適正化計画を策定しました。この中で策定時にはまだ不明確であった定年引き上げについては、今後影響を見極め、計画を見直すこととしました。

これまで、この計画に基づき職員数の適正化を進めてきましたが、職員の早期退職もあり、令和5年4月現在の職員数は目標値である498人に対して490人と、8人少ない状況にあります。

そして現在、地方公共団体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化に加え、激甚化する災害や新型コロナウイルス感染症等への対応など、これまで以上に大きく変化しており、デジタル技術の活用等により、様々な局面で持続可能な行政運営が一層求められる状況にあります。

こうした環境変化への対応や目標値以上に職員数が減少している現状下において、業務量に見合った適正な人員体制が必要であることから、令和5年度からの定年の段階的引き上げにより、今後は基本的に65歳まで常勤職員として勤務することになる状況を考慮して計画の見直しを行います。併せて計画の名称も、職員数の「削減」を図る観点から短時間勤務職員も含めた適正な職員数の「管理」を行う観点にシフトし、「適正化計画」から「管理計画」に変更します。

※ 『行政部門』とは、常勤職員（一般会計、特別会計、公営企業会計）のうち消防職員を除いた部門。

2. これまでの取組

浜田市では「浜田市定員適正化計画」（平成19年度策定・平成27年度見直し、平成30年度策定）に基づき、事務改善や組織機構の見直しを行いながら、採用の抑制等によって人員の削減を図ってきました。令和5年4月1日現在の行政部門の常勤職員数は490人で、計画値498人に対して、8人少ない状況です。

(1) 主な取組

- ① 職員採用の抑制
 - ※H19計画：退職者数の1/3採用、H27見直し：同4/5採用、H30計画：同2/3採用
 - ※消防職は対象外（1/1採用）
- ② 技能労務職の不採用
- ③ 支所機能の見直し及び本庁・支所業務一元化による業務集約
- ④ 事業の民営化及び民間委託等の推進
- ⑤ 事務事業の見直し
- ⑥ 再任用職員や非正規職員の活用

(2) 定員適正化計画と実績の職員数の状況（行政部門）（各年度4月1日現在）

① 常勤職員

削減目標職員数＝185人【683人(H19)－498人(R5)】

(単位：人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
計画(H19策定)	683	665	655	647	638	630	620	605	591	573	549						
計画(H27見直し)										568	560	555	551	543	539		
計画(H30策定)													542	527	520	508	498
実績	683	664	643	630	621	606	594	578	572	568	558	551	536	512	504	486	490
差	0	△1	△12	△17	△17	△24	△26	△27	△19	0	△2	△4	△6	△15	△16	△22	△8

② (参考) 短時間勤務職員

(単位：人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
計画(H30策定)													20	39	42	43	55
実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	11	17	33	31	31	23
差													△3	△6	△11	△12	△32

※計画上は「再任用職員」

③ (参考) ①常勤職員＋②短時間勤務職員

(単位：人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
計画	683	665	655	647	638	630	620	605	591	568	560	555	562	566	562	551	553
実績	683	664	643	630	621	606	594	578	572	569	559	562	553	545	535	517	513
差	0	△1	△12	△17	△17	△24	△26	△27	△19	1	△1	7	△9	△21	△27	△34	△40

※H30までは短時間勤務職員は計画対象外

(3) 退職者数の状況（行政部門）

（単位：人）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
前年度退職予定者数	35	28	13	11	13	11	13	21	19	21	24	15	28	27	14	20	17
前年度退職者数	35	29	27	20	15	23	20	27	23	24	29	22	31	46	25	28	30
差	0	1	14	9	2	12	7	6	4	3	5	7	3	19	11	8	13

※再任用職員及び任期付職員を除く

(4) 採用者数の状況（行政部門）

（単位：人）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
採用予定者数	8	10	3	3	4	3	3	6	17	17	16	10	19	12	7	8	7
採用者数	8	10	6	7	6	8	8	11	17	18	20	15	17	22	16	10	20
差	0	0	3	4	2	5	5	5	0	1	4	5	△2	10	9	2	13

※再任用職員及び任期付職員を除く

3. 計画見直しの内容

今回の見直しでは、令和5年度からの定年の段階的引き上げによる影響を反映します。

〔定年引き上げ制度の概要〕

- ① これまで60歳であった定年年齢が、令和5年度から令和13年度にかけて2年に1歳ずつ引き上げられ、65歳になります。
- ② 60歳超の職員は、非管理監督職に役職定年します。
- ③ 60歳超の職員の給料は、それまでの7割水準になります。

期間	定年
～令和 5年3月	60歳
令和 5年4月～令和 7年3月	61歳
令和 7年4月～令和 9年3月	62歳
令和 9年4月～令和11年3月	63歳
令和11年4月～令和13年3月	64歳
令和13年4月～	65歳

(1) 計画期間

【見直し前】平成31年度から令和10年度までの10年間

【見直し後】令和6年度から定年の段階的引き上げ完了後の令和15年度までの10年間

(2) 計画の対象とする職員

【見直し前】定年は60歳、消防職を除く常勤職員を対象

【見直し後】① 定年引き上げに伴い、65歳までの職員を対象

- ② 消防職を除く、任期の定めのない職員、再任用職員及び任期付職員を対象
※短時間勤務職員も対象とします。

※消防職については、個別に検討を行うため、本計画の対象としていません。

※技能労務職については、引き続き不採用の方針です。

(3) 職員数

定年の段階的引き上げ期間中は、定年退職が2年に一度となりますが、職員採用は毎年度平準化して行います。また、基本的にこれまでは60歳の定年退職後は65歳まで再任用等の短時間勤務職員となっていました。今後は定年引き上げにより65歳まで常勤職員になります。これらを踏まえ、職員構成上の60歳超の職員を短時間勤務から常時勤務へ見直しつつ、職員全体の総数は見直し前の目標値を維持します。

【見直し前】	R10	⇒	【見直し後】	R15
常勤職員	457人		常勤職員_60歳以下	453人
再任用短時間勤務職員	47人		常勤職員_60歳超	66人
会計年度任用職員等	20人		短時間勤務職員	5人
計	524人		計	524人
技能労務職員	6人		技能労務職員	4人
合計	530人		合計	528人

4. 計画見直し後の目標値

(1) 職員数

職員数の年次計画は次のとおりです。

【見直し前】

(単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
常勤職員	487	481	479	473	466	457						
再任用短時間勤務職員(退職者の7割)	55	45	41	48	46	47						
会計年度任用職員等(退職者の3割)	24	19	18	21	20	20						
計	566	545	538	542	532	524						
技能労務職員	11	10	8	8	7	6						
合計	577	555	546	550	539	530						

【見直し後】

(単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R15-R5
常勤職員_60歳以下	464	469	474	478	476	475	476	471	465	459	453	△11
常勤職員_60歳超	14	20	25	28	35	37	36	45	54	60	66	52
短時間勤務職員	20	22	14	12	9	7	5	5	5	5	5	△15
計	498	511	513	518	520	519	517	521	524	524	524	26
技能労務職員	15	15	13	12	11	9	8	8	6	5	4	△11
合計	513	526	526	530	531	528	525	529	530	529	528	15

(参考)

(単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
前年度退職者		9	9	2	10	7	9	7	16	6	17	
新規採用者		20	13	10	12	13	11	16	14	15	17	

※技能労務職員を除く

(2) 職員人件費

職員人件費を推計した結果は次のとおりです。

【見直し前】

(単位：百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
常勤職員	4,027	3,989	3,986	4,004	3,950	3,864						
再任用短時間勤務職員	204	167	152	178	171	174						
会計年度任用職員等	62	49	47	55	52	52						
計	4,293	4,205	4,185	4,237	4,173	4,090						
技能労務職員	88	80	80	64	56	48						
合計	4,381	4,285	4,265	4,301	4,229	4,138						

【見直し後】

(単位：百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R15-R5
常勤職員_60歳以下	3,892	3,915	3,962	3,998	3,978	3,958	3,966	3,902	3,835	3,767	3,698	△193
常勤職員_60歳超	95	136	159	180	222	243	240	311	362	418	458	363
短時間勤務職員	86	93	65	58	47	40	33	33	32	32	32	△54
計	4,073	4,145	4,186	4,237	4,247	4,241	4,239	4,245	4,230	4,218	4,189	116
技能労務職員	107	101	93	83	77	64	53	50	37	32	25	△81
合計	4,180	4,246	4,280	4,320	4,324	4,306	4,292	4,295	4,266	4,250	4,214	34

浜田市 定員管理計画

令和5年度

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

浜田市総務部人事課

TEL : 0855-25-9130

E-mail: jinji@city.hamada.lg.jp

浜田市まちなか交流プラザの利用状況について

1 利用実績

【交流スペース】

令和5年10月31日現在

年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	月平均
令和5年度	利用者数(人)				17	522	691	987						2,217	733.3
	平均利用者数(人/日)				17.0	16.8	23.0	31.8							23.8

【セミナールーム】

年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	月平均
令和5年度	利用件数(件)				0	11	22	28						61	20.3
	利用者数(人)				0	118	296	362						776	258.7

※令和5年7月30日オープン

※月平均については、7月分を除いて計算

2 セミナールーム利用状況



高校生のイベント企画会議
 日時：8月18日
 主催：We&+



島根県立大学浜田キャンパス公開講座
 日時：10月4日
 主催：島根県立大学浜田キャンパス

※We&+（ウィプラス）とは、地域イベントの企画運営に興味のある浜田商業高校生による地域系部活動クラブ



映画上映会&トークセッション
 日時：9月30日
 主催：(医)清和会 西川病院



介護予防教室
 日時：毎週月曜日
 主催：NPO法人はとぼっぽ

石見交通路線バス有福線廃止に伴う地元説明会(2回目)の開催について

石見交通路線バス「有福線」の路線廃止に伴い、沿線自治会からの要望書の提出を受け、次のとおり浜田市が行う代替交通に関する地元説明会を開催しました。

1 沿線自治会から浜田市に対する要望書の提出について

(1) 提出日 令和5年8月10日

(2) 内容

- ア 通勤、通学、通院、買物等の利便性を図ること。
- イ スクールバスの併用等、より良い交通機関を確保すること。
- ウ 代替案の検討については、住民の意見を考慮すること。

2 沿線自治会からの要望への回答について

(1) 回答日 令和5年8月24日

(2) 内容

- ア 通学や通院、買物等に支障がないよう検討する。
- イ スクールバスの併用については、運行する時間帯等整理すべき課題が多い。
- ウ 代替交通の検討に当たっては、地域の意見を頂戴しながら進めていく。

3 地元説明会の開催状況について

地区	日時	会場	参加者
宇野町	9月10日(日) 17:00~18:10	宇野分館	33人
上府町	9月15日(金) 19:00~20:10	上府自治公民館	35人
下有福町・大金町	9月16日(土) 18:00~19:10	有福分館	37人

4 令和6年4月1日からの浜田市による代替交通(案)について

運行方法	生活路線バス
運行便数	平日:5往復程度 土日:3往復程度 (運休:祝日・12月31日~1月3日)
運行区間	「有福温泉」~「浜田駅」経由~「はまだお魚市場入口」 ※現行の有福線と同様のルート ※乗降規制区間の設定 浜田方面「大水道」~「はまだお魚市場入口」→乗車不可 江津方面「はまだお魚市場入口」~「大水道」→降車不可
運行時間	現行の有福線と近い時間帯を想定 ※石見交通「周布江津線」やJR下府駅等との接続を勘案して設定
運賃	現行の有福線と同程度の運賃 ※運賃例(浜田駅まで) 上府200円、宇野400円、下有福600円

5 地元説明会での主な意見について

- ・ 浜田駅までの運行や運行便数は要望に応じたものとなっており、評価する。
- ・ 通勤で利用するので、現行と同じような時間帯に運行してほしい。
- ・ 通院や買物で国府方面に行くので、何らか検討してほしい。
- ・ 住民福祉や外出機会の促進の観点から、運賃は現行より低く設定してほしい。
- ・ 路線名は、引き続き「有福線」としてほしい。

浜田市内県立高校3校共同寄宿舍（男子）整備(案)について

市内の県立高校では、少子化等の影響で定員割れが続き、このままでは学級数減や学校統合なども危惧される。一方で、市外・県外からの入学希望があっても宿舎の不足などにより対応できない現状がある。

島根県では宿舎整備は行わない意向であることから、市で民間施設を借り上げて県立高校3校共同寄宿舍（男子）を整備する。

1 経緯

年 月	県立高校・市	島根県
令和5年4月	・浜田高校から、寮の受入定員の関係で、令和6年度は令和5年度実績の県外生の確保が難しいと課題が示される。	・島根県が新たな寄宿舍整備を行わないことを確認（県議会答弁）。
令和5年5月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舍に関するヒアリング 【浜田高校】 定員確保のため、県内・県外からの入学者を増やしたいが、既存の寄宿舍定員の制約で困難。 【浜田商業】 寄宿舍がなく、寮を希望する遠方からの入学者受入れが困難。 【浜田水産高校】 定員割れが続く中、さらに県外生を増やしたいが、寄宿舍定員の制約があり困難。特に、女子生徒の積極的な受入ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県に対して寄宿舍として利用可能な施設の相談・検討。 ・島根県職員宿舎見学（殿町：石雲寮、清心寮） ・島根県から職員宿舎無償譲渡の提案。
令和5年7月	・市が3校共同寄宿舍を整備(プレハブ建築)することについてリースを含め検討。	
令和5年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の情報入手、活用検討。 ・3校から「寄宿舍(男子)があれば利用したい」意向を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県教育庁協議（自治体が行う高校生の住まい確保支援について） ・民間施設を共同寄宿舍として使用する場合、市が管理責任を担うことを条件に支援が可能。

2 検討した施設（概要・課題等）

施設等	県職員宿舎 (殿町：石雲寮、清心寮)	旧警察職員宿舎 (浜田市医師会寄宿舍)	3校共同寄宿舍整備 (プレハブ建築)	民間施設 (旧山陰合同銀行高佐寮)
所在地	殿町	殿町	浜田高校寄宿舍付近	高佐町
定員想定	石雲寮：20人程度 清心寮：9人程度	空き部屋：5人程度	20人程度	32人程度
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・市内3校まで同程度の距離。 ・県から無償譲渡の提案あり。 ・石雲寮：耐震等改修費が1億円程度と高額。・工事完了まで1年以上。 ・清心寮：寄宿舍として不適。（部屋不足、共有スペースなし、エアコンなし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が市医師会に医療従事者等の宿舎として無償貸付。 ・高校寄宿舍との併用は管理上困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備費用が約9千万円程度。 ・整備期間は約1年。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準を満たす。 ・浜田高校に隣接し、同校寄宿舍からの給食提供が容易。 ・整備費用が不要。 ・直ぐに使用が可能。

3 施設概要

- (1) 所在地 浜田市高佐町 529-1 旧山陰合同銀行高佐寮
- (2) 施設 鉄筋 3 階建
- (3) 受入規模 2 人部屋：16 室(32 人)、舎監室：1 室、食堂・談話スペース：1 室
- (4) 運営開始 令和 6 年 4 月開始
- (5) 運営期間 5 年間（令和 6 年度～令和 10 年度）
- (6) 概算運営費 現時点での概算。今後精査を行う。 (単位：千円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
1 支出	3,500	35,920	41,740	41,740	41,740	41,740
施設借上料	1,620	6,480	6,480	6,480	6,480	6,480
舎監費	500	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
給食費	0	16,710	20,310	20,310	20,310	20,310
光熱水費	40	3,200	4,700	4,700	4,700	4,700
備品費	1,300	1,250	1,920	1,920	1,920	1,920
諸費	40	480	530	530	530	530
2 収入	0	17,200	23,200	23,200	23,200	23,200
寮費 (注)	0	13,200	19,200	19,200	19,200	19,200
島根県補助金	0	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
1-2 差し引き (市費)	3,500	18,720	18,540	18,540	18,540	18,540

(注) 入寮者は、令和 6 年度 22 人、令和 7 年度以降 32 人として試算。寮費は、年間 60 万円/人。
(令和 6 年度:60 万円/年×22 人=1,320 万円、令和 7 年度以降:60 万円×32 人=1,920 万円)

4 スケジュール

年月日	会議名	内容
令和 5 年 11 月 6 日(月)	議会総務文教委員会	事業説明
令和 5 年 11 月 20 日(月)	議会全員協議会	事業説明
令和 5 年 12 月	議会 12 月定例会議	補正予算等関連議案提案
令和 6 年 3 月	議会 3 月定例会議	令和 6 年度当初予算提案
令和 6 年 4 月	—	寄宿舍運営開始

【参考】位置図

